

事 務 連 絡
令和 7 年 3 月 2 7 日

各 都 道 府 県 消 防 防 災 主 管 課 }
東京消防庁・各指定都市消防本部 } 御中

消 防 庁 予 防 課
消防庁危険物保安室
消防庁特殊災害室

マイナポータル（ぴったりサービス）に登録されている消防関連手続の受付終了及び今後の e-Gov 電子申請の導入等に係る留意点について

平素から消防行政に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

消防法令における各種手続の電子申請等については、「マイナポータルのサービス検索・電子申請機能（ぴったりサービス）に係る改修について（情報提供）」（令和 5 年 11 月 6 日付け事務連絡）において、令和 6 年度末までに現行のマイナポータル「ぴったりサービス」から、電子政府の総合窓口「e-Gov」に移行する予定である旨、お知らせしたところです。

この度、デジタル庁よりぴったりサービスについて、消防関連手続は令和 7 年 3 月 31 日をもってその受付が停止され、消防本部等の手続画面についても同年 9 月 30 日をもって公開終了となり削除される（消防本部等の判断により同日前に自ら公開停止することも可能。）旨の連絡があったためお知らせします。本件の詳細については、別添をご参照ください。

なお、令和 7 年 3 月 31 日までに受け付けた申請データについては、4 月 1 日以降もダウンロードが可能です。通常の取扱いと同様に、5 開庁日目で削除されるためご注意ください。申請処理状況登録の対象としている手続における申請者への通知については、9 月 30 日（自ら公開停止する場合にはその公開停止日）までは通知を送ることが可能です。

また、4 月 1 日以降、消防本部等における手続編集画面については、公開停止以外の項目の変更はできなくなりますので、移行先となる e-Gov 電子申請等の案内を掲載するなど手続編集を行う場合には、3 月 31 日までに実施する必要がありますのでご注意ください。

e-Gov 電子申請については、利用を希望した消防本部等において、今月 3 日よ

り申請・届出の受付を開始しているところですが、令和7年度以降の導入等に係る留意点について、下記にお示ししますのでご参照ください。

記

e-Gov 電子申請の導入については、消防庁において登録手続が必要であるため、消防本部等の任意のタイミングで導入していただくことはできません。

また、受付停止についても同様であり、消防本部等においてアカウントを削除された場合でも、申請者側では届出先として当該消防本部等は選択可能な状態のままとなりますのでご注意ください。

令和8年4月からの e-Gov 電子申請の導入及び受付停止の希望については、本年夏頃に調査を行い、手続を進める予定です。

(問い合わせ先)

予防課

担当：田中、馬場

TEL：03-5253-7523

MAIL：yobo@soumu.go.jp

危険物保安室

担当：石野、田中

TEL：03-5253-7524

MAIL：fdma.hoanshitsu@soumu.go.jp

特殊災害室

担当：山口、坂本、井神

TEL：03-5253-7528

MAIL：tokusaishitsu@soumu.go.jp

事 務 連 絡
令和 7 年 3 月 26 日

各都道府県社会保障・税番号制度担当部局 御中

デ ジ タ ル 庁
国民向けサービスグループ

マイナポータル（ぴったりサービス）に登録されている消防関連手続の
受付終了に伴う設定更新について

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の円滑な運用につきましては、平素より格段の御高配を賜り、厚く御礼を申し上げます。

マイナポータルの手続検索・申請機能（ぴったりサービス）における消防関連手続のオンライン申請サービスは、令和 7 年 3 月末をもって終了をいたします。

これに伴い、ぴったりサービスに登録されている消防関連（火災予防）の手続に対し、デジタル庁で下記の受付停止作業を行いますので、ご承知おきいただきますようお願いいたします。

なお、令和 7 年度以降の消防関連手続に係る e-Gov 電子申請等の利用につきましては、消防庁から発出される事務連絡をご確認ください。

各都道府県におかれましては、下記の事項について域内の市区町村に展開いただきますようお願いいたします。

記

1. 火災予防手続の受付停止について

① 受付終了日 令和 7 年 3 月 31 日

4 月 1 日以降は申請を受付けることができません。

② 公開終了日 令和 7 年 9 月 30 日

10 月 1 日以降は手続そのものが削除されます。

9 月 30 日より前に手続公開を停止したい場合は、各自治体でマイナポータル申請管理から公開停止の設定をしていただくようお願いいたします。

サービス・制度名が「火災予防」となっている手続は、標準様式、自治体の独自様式に関わらず自動的に上記設定に切り替わりますので、自治体での設定は不

要です。令和7年4月以降は新規の手続登録も不可となります。

また、該当手続について、公開停止以外の編集を行うことができなくなりますのでご承知おきください。

2. 対象手続

「マイナポータルに登録されているサービス・制度／手続一覧」（別紙1）においてサービス・制度名が「火災予防」となっている22手続

[別添資料]

別紙1

【抜粋】マイナポータルに登録されているサービス・制度／手続一覧（令和7年3月18日時点）

別紙2

マイナポータル（ぴったりサービス）に登録されている消防関連手続の受付終了及び今後のe-Gov電子申請の導入等に係る留意点について（消防庁予防課）

別紙3

e-Gov電子申請（本番環境）において受付が開始となる届出標準様式（令和7年3月3日時点）（消防庁予防課）

別紙4

e-Gov電子申請の受付開始時期及び利用開始に向けた手続について（消防庁予防課）

＜ぴったりサービスの運用に関する問合せ先＞

デジタル庁国民向けサービスグループ マイナポータル担当

E-mail: kiban.renkei@digital.go.jp

＜ぴったりサービス、マイナポータル申請管理の操作に関する問合せ先＞

ぴったりサービスヘルプデスク

電話番号: 050-3818-2216

受付時間: 月曜～金曜 9:30～18:30

（土・日・祝日、年末年始を除く）

E-mail: support@mail.oss.myna.go.jp

マイナポータルに登録されているサービス・制度／手続一覧（令和7年3月18日時点）

分野		サービス・制度名		手続名		標準様式 登録手続	ガイドライン 対象手続
11	救急・消防	1	消防・防災	1	防災・消防に関する届出		
		2	火災予防	1	消防計画作成（変更）届出	○	
				2	防火・防災管理者選任（解任）届出	○	
				3	全体についての消防計画作成（変更）届出	○	
				4	防火対象物点検結果報告	○	
				5	統括防火・防災管理者選任（解任）届出	○	
				6	自衛消防組織設置（変更）届出	○	
				7	消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出	○	
				8	消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告	○	
				9	工事整備対象設備等着工届出	○	
				10	防災管理点検結果報告	○	
				11	防火対象物点検報告特例認定申請	○	
				12	管理権原者変更届出（防火管理）	○	
				13	防災管理点検報告特例認定申請	○	
				14	管理権原者変更届出（防災管理）	○	
				15	危険物製造所貯蔵所取扱所完成検査申請	○	
				16	移送取扱所完成検査申請	○	
				17	防火対象物使用開始届出	○	
				18	火を使用する設備等の設置の届出（炉・厨房設備・温風暖房機・ボイラー・給湯湯沸設備・乾燥設備・サウナ設備・ヒートポンプ冷暖房機・火花を生ずる設備・放電加工機）	○	
				19	火を使用する設備等の設置の届出（急速充電設備・燃料電池発電設備・発電設備・変電設備・蓄電池設備）	○	
				20	自衛消防訓練実施に係る事前の届出	○	
				21	防火対象物・防災管理点検報告特例認定申請	○	
				22	防火対象物・防災管理対象物管理権原者変更届出	○	